

# 介護保険施設における食費・居住費と 高額介護サービス費の負担限度額が令和3年8月1日から変わります

高齢化が進む中で、必要な介護サービスを必要な方に提供できるようにし、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から一定以上の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しを行います。（生活保護受給者や老齢福祉年金受給者の負担限度額は変更ありません。）

## ①介護保険施設における補足給付の認定要件と食費の負担限度額の変更

介護保険施設やショートステイを利用する方の食費・居住費については、申請により補足給付（低所得の方への助成）を行っています。令和3年8月から、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方における補足給付の認定要件および食費の負担限度額の見直しを行います。

【旧：令和3年7月まで】

【新：令和3年8月から】



I：補足給付にかかる認定要件（預貯金額の要件）の変更

年金収入等80万円以下	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下
年金収入等80万円超120万円以下	
年金収入等120万円超	

年金収入等80万円以下	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下
年金収入等80万円超120万円以下	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下
年金収入等120万円超	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下

・年金収入等＝公的年金等収入金額（非課税年金を含みます）＋その他の合計所得金額

II：食費（日額）の負担限度額の変更

施設入所者	
年金収入等80万円以下	390円
年金収入等80万円超120万円以下	650円
年金収入等120万円超	650円

施設入所者	
年金収入等80万円以下	390円
年金収入等80万円超120万円以下	650円
年金収入等120万円超	1,360円

ショートステイ利用者	
年金収入等80万円以下	390円
年金収入等80万円超120万円以下	650円
年金収入等120万円超	650円

ショートステイ利用者	
年金収入等80万円以下	600円
年金収入等80万円超120万円以下	1,000円
年金収入等120万円超	1,300円

裏面もご覧ください

## ②高額介護サービス費の負担限度額の変更

介護保険サービスの1カ月間で支払った利用者負担の合計が限度額を超えた場合、申請により超えた金額が支給されます。

令和3年8月以降に利用されたサービス分から、一定年収以上の世帯の方における高額介護サービス費の限度額の見直しを行います。

【旧：令和3年7月まで】



【新：令和3年8月から】

区 分		負担限度額
町民税課税世帯		44,400円 (世帯)
町民税非課税世帯	世帯の全員が町民税非課税	24,600円 (世帯)
	前年の公的年金等収入額+その他の合計所得金額(※)の合計が80万円以下の方等	24,600円 (世帯) 15,000円 (個人)
生活保護受給者		15,000円 (世帯)

区 分		負担限度額
町民税課税世帯	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円 (世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)以上 課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円 (世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円 (世帯)
町民税非課税世帯	世帯の全員が町民税非課税	24,600円 (世帯)
	前年の公的年金等収入額+その他の合計所得金額(※)の合計が80万円以下の方等	24,600円 (世帯) 15,000円 (個人)
生活保護受給者		15,000円 (世帯)

※「その他の合計所得金額」とは、全体の所得から公的年金等に係る雑所得を控除した金額です。